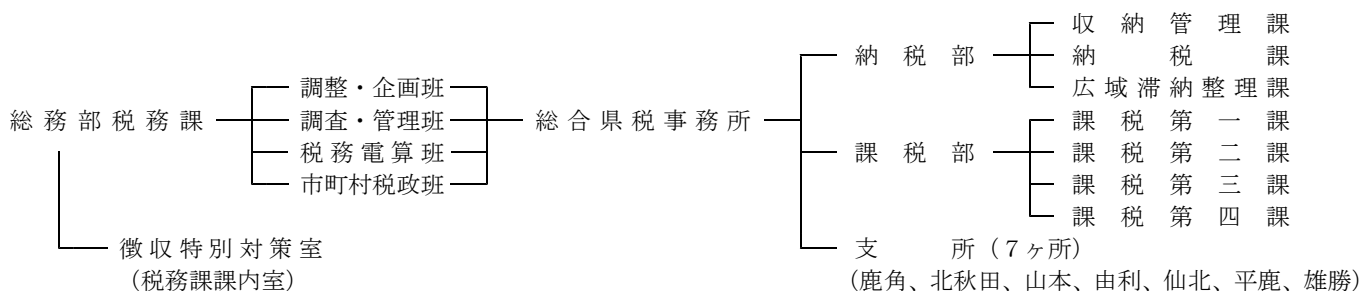


# 第1 税務機構に関する調



# 1 税務機構

(令和4年4月1日現在)



# 2 所在地

○税務課	〒010-8570		
○徴収特別対策室	秋田市山王四丁目1-1 (本庁舎3階)	電話 税務課	018-860-1123
		徴収特別対策室	018-860-1269
○総合県税事務所	〒010-0951		
	秋田市山王四丁目1-2 (秋田地方総合庁舎1階)	電話 納税部 収納管理課	018-860-3331
		〃 納税課	018-860-3332
		〃 広域滞納整理課	018-860-3336
		課税部 課税第一課	018-860-3338
		〃 課税第二課	018-860-3341
		〃 課税第三課	018-860-3337
		〃 課税第四課	018-860-3339
・鹿角支所	〒018-5201		
	鹿角市花輪字六月田1 (鹿角地域振興局庁舎1階)	電話	0186-23-2328
・北秋田支所	〒017-0872		
	大館市片山町三丁目14-5 (大館地区総合庁舎)	電話	0186-49-2211
・山本支所	〒016-0815		
	能代市御指南町1-10 (山本地域振興局庁舎1階)	電話	0185-52-6201
・由利支所	〒015-8515		
	由利本荘市水林366 (由利地域振興局庁舎1階)	電話	0184-23-4105
・仙北支所	〒014-0062		
	大仙市大曲上栄町13-62 (仙北地域振興局庁舎1階)	電話	0187-63-5222
・平鹿支所	〒013-8502		
	横手市旭川一丁目3-41 (平鹿地域振興局庁舎1階)	電話	0182-32-0595
・雄勝支所	〒012-0857		
	湯沢市千石町二丁目1-10 (雄勝地域振興局庁舎1階)	電話	0183-73-3181

### 3 税務事務分掌

(令和4年4月1日現在)

#### ア 税務課

##### 調整・企画班

- 1 税務事務の総合企画に関する事。
- 2 条例及び規則の制定及び改廃に関する事。
- 3 不服審査及び税務訴訟に関する事。
- 4 税務協議会に関する事。
- 5 税務広報に関する事。
- 6 税務事務改善に関する事。
- 7 その他課内総務に関する事。
- 8 納貯県連事務局に関する事。

##### 調査・管理班

- 1 税務調査業務の進行管理に関する事。
- 2 税収見積、税収予算及び決算に関する事。
- 3 県税に関する指導及び調査に関する事。
- 4 犯則取締に関する事。
- 5 調定収入に関する事。
- 6 課税状況に関する事。
- 7 税務統計に関する事。
- 8 諸交付金に関する事。
- 9 地方交付税資料に関する事。
- 10 税務職員研修に関する事。

##### 税務電算班

- 1 税務総合システムの運用及び維持管理に関する事。
- 2 国税連携システムの運用及び維持管理に関する事。
- 3 電子申告システムの運用及び維持管理に関する事。
- 4 自動車保有関係手続のO S Sに関する事。
- 5 マイナンバーに関する事。
- 6 電子申請に関する事。
- 7 次期システムの調達・構築・導入に関する事

##### 市町村税政班

- 1 市町村税条例に関する事。
- 2 市町村税課税状況に関する事。
- 3 市町村税徴収実績に関する事。
- 4 市町村税の減収補てんに関する事。
- 5 市町村交（納）付金及び基地交付金に関する事。
- 6 地方特例交付金（市町村分）に関する事。
- 7 普通交付税基準財政収入額（市町村分）の算定及び検査に関する事。
- 8 秋田県固定資産評価審議会に関する事。
- 9 その他市町村税に関する事。

#### イ 徴収特別対策室

- 1 市町村から依頼を受けた徴収金の滞納処分に関する事。
- 2 市町村の徴収事務の相談及び指導に関する事。
- 3 徴収技術向上のための研修及び研究に関する事。

#### ウ 総合県税事務所

##### 納税部

##### 収納管理課

- 1 徴収金の管理に関する事。
- 2 徴収金の嘱託及び受託に関する事。
- 3 諸報告及び決算に関する事。
- 4 徴収金の過誤納還付及び充当に関する事。
- 5 県税に係る納期限延長及び徴収猶予に関する事。
- 6 納税奨励に関する事。
- 7 納税証明に関する事。

##### 納税課

- 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。

##### 広域滞納整理課

- 1 県外徴収金及び高額徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。

##### 課税部

##### 課税第一課

- 1 県税（個人県民税、法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税及び法人事業税。以下本課において同じ。）の課税及び減免に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

##### 課税第二課

- 1 県税（県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税。以下本課において同じ。）の課税に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

##### 課税第三課

- 1 県税（不動産取得税及び鉾区税。以下本課において同じ。）の課税及び減免に関する事。
- 2 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

##### 課税第四課

- 1 県税（自動車税環境性能割、自動車税種別割及び狩猟税。以下本課において同じ。）の課税及び減免に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 証紙代金収納計器の管理に関する事。
- 4 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

##### 支所

- 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。
- 3 納税証明に関する事。
- 4 課税関係窓口に関する事。

## 4 税務職員数調

### ア 職務別人員数

(単位：人)

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
総務	19	1	-	1	1	1	1	1	1	1	27
課税	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	36
納税	-	20	-	4	5	5	6	6	5	4	55
合計	19	21	36	5	6	6	7	7	6	5	118

注 1 令和4年4月1日現在における人員数について作成した。

2 税務課職員、総合県税事務所長及び各支所長は「総務」欄に、納税部長は「納税」欄に、課税部長は「課税」欄に掲載した。

3 徴収特別対策室職員（県職員のみ）及び再任用職員を含み、会計年度任用職員を除く。

### イ 年齢別人員数

(単位：人)

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
20歳未満								1			1
20～24	1	2	5	1		1	1	1	2		14
25～29	2	3	3	2	1		3		1	2	17
30～34	1	2	3					1			7
35～39	1	1	2			1					5
40～44		1	5		1	1					8
45～49	5	3	7		1			1	1		18
50～54	7	3	3	2	1	1	2	1		1	21
55～59	2	5	5		1	1		1	1	1	17
60歳以上		1	3		1	1	1	1	1	1	10
計	19	21	36	5	6	6	7	7	6	5	118
平均年齢	45.3	43.8	42.6	37.2	48.5	44.8	39.1	41.5	39.6	44.2	43.1

注 1 令和4年4月1日現在における人員数について作成した。

2 60歳以上は、再任用職員の数である。

3 総合県税事務所長は、納税部に計上している。

### ウ 職員数の推移

(単位：人)

年度	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
30	20	22	37	5	7	6	6	7	6	6	122
元	19	20	39	5	8	6	6	8	6	6	123
2	19	21	39	5	8	6	6	6	6	6	122
3	19	22	39	5	7	6	7	7	6	5	123
4	19	21	36	5	6	6	7	7	6	5	118

注 各年の4月1日現在における人員数について作成した。

**秋田さ、来てくれ！**



©2015秋田県んだッチ